

静岡市燃料電池自動車導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、環境への負荷の少ない水素エネルギーの利用を促進し、もって地球温暖化の防止を図るため、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）がクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程（平成30年4月2日一般社団法人次世代自動車振興センター制定。以下「交付規程」という。）に基づき交付する補助金の交付を受けて燃料電池自動車を導入する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、交付規程の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助金の交付の対象となる年度にセンターから交付規程に基づく補助金の交付決定を受けて市内に住所を有する個人又は法人が使用する燃料電池自動車を導入する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付規程別表1に掲げる経費（交付規程に基づく補助金の交付を受ける額に相当する部分の経費を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、燃料電池自動車導入事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付規程第7条第1項及び第10条の規定による通知の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 燃料電池自動車を有償貸付けする申請者は、前項各号の書類に加え、当該貸付けに係る契約書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(申請期間)

第7条 前条第1項に規定する補助金の交付の申請期間は、交付規程第10条に規定する交付決定兼補助金の額の確定を受けた日から同日の属する年度の末日までとする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定し及び確定したときは、燃料電池自動車導入事業費補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規程により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(請求)

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた者は、速やかに燃料電池自動車導入事業費補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、規則第16条第1項各号に定めるもののほか補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定により第8条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付規程に基づく補助金の交付決定が取り消されたとき。
- (2) 静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号の暴力団員等又は同条第2号の暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしてい

ないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)に該当したとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

燃料電池自動車導入事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

申請者 住所

}	法人にあつては、その主たる
	事務所の所在地

氏名

}	法人にあつては、その名称及
	び代表者の氏名

 ⑩
電話番号 ()

補助金の交付を受けたいので、静岡市燃料電池自動車導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 車両に関する事項

- (1) 自動車登録番号又は車両番号
- (2) 登録年月日又は交付年月日
- (3) 車名等
 - ① メーカー名
 - ② 車名・グレード
 - ③ 型式
 - ④ 車台番号

（添付書類）

- 1 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）がクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程（平成29年4月3日一般社団法人次世代自動車振興センター制定。以下「交付規程」という。）第7条第1項及び第10条の規定による交付決定通知の写し
- 2 自動車検査証の写し
- 3 リース契約等を締結した者はリース料から補助金相当額（この要綱により交付する補助金を含む）を減額することを証する書類
- 4 その他市長が必要があると認める書類

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

燃料電池自動車導入事業費補助金交付決定通知兼確定通知書

年 月 日付けで申請があった静岡市燃料電池自動車導入事業費補助金については、静岡市燃料電池自動車導入事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という)第8条の規程に基づき、次のとおり交付を決定及び確定しましたので通知します。

- 1 交付決定兼確定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 要綱第6条に掲げる記載事項を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しないときは、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがあること。
 - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
 - (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市

規則第44号)、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること

